

（午後1時00分 再開）

○議長（石橋英和君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番11、22番 中本君。

〔22番（中本正人君）登壇〕

○22番（中本正人君）それでは、昼の部1番バッターとして、通告に従いまして一般質問を行います。

今回は、ふるさと納税と本市のスポーツ施設の二点についてお伺いします。

一点目としまして、本市のふるさと納税についてお伺いします。

ふるさと納税は、2008年、平成20年に創設された制度であり、自分の居住地以外の自治体に寄附した際に、住民税や所得税が控除されるふるさと納税が、注目度を増しています。

寄附を受けた自治体が、地元の特産品等をお礼の特典として用意することが多く、最近ではブーム化しております。特典には、米、肉、果物、地元観光など、自治体によって幅広い種類があります。仮に年収500万円の方が、1万円寄附するとしますと、確定申告で所得税、住民税が8,000円控除され、実質2,000円の寄附であるということです。市場価格で2,000円を超す特典であれば、寄附者にとっては、単純計算で得をするというメリットがあります。自治体側も、特典がもたらす効果を意識しております。

一例を挙げますと、長野県阿南町の場合、1万円の寄附で、同町産の米20kgを寄附者に送り、今年度分は既に受け付けを締め切る人気となっております。仮に収支がほぼ相殺されても、米づくりを再開したり、休耕を思い

どどまったりする農家が出るなどの効果が出ていると言われております。また、住民がふだんは縁遠い自治体に関心を持ち、触れ合う効果は大きいということです。

本市としまして、ふるさと納税をどのように考えているのか。本市の対応等についてお伺いしたいと思います。

二点目としまして、本市の有料スポーツ施設についてお伺いします。

本市の体育施設は、財団法人橋本市文化スポーツ振興公社に管理委託しております。都市公園施設として、向副緑地、南馬場緑地、神野々緑地広場、紀の川第二緑地、橋本市運動公園、住吉運動公園の6施設であり、そして社会体育施設としては、橋本市学文路スポーツセンター、伏原テニスコート、伏原体育館、東家体育館、勤労者体育センターの5施設であります。

ここで、以下の点にお伺いします。

一つ、年間使用料の総収納額について。

一つ、運動公園プールの昨年度実績について。人数、金額、経費。

一つ、施設の受け付けについて。

一つ、施設の使用料金について。

以上、お伺いします。明快なる答弁をお願いして、1回目の質問を終わります。

○議長（石橋英和君）22番 中本君の質問項目1、ふるさと納税に関する質問に対する答弁を求めます。

企画部長。

〔企画部長（北山茂樹君）登壇〕

○企画部長（北山茂樹君）ふるさと納税についての考え、対応についてお答えします。

ふるさと納税制度は、自分が貢献したいと

思う自治体へ、個人が2,000円を超える寄附を行ったときに、税金の一定の控除を受けることができる制度です。寄附先に定義はなく、出身地以外でも、お世話になったふるさとやこれから応援したいふるさとなど、各自が思うふるさとを自由に選ぶことができることとなっています。

本市においては、人口減少及び歳入の減少対策を主要な課題と考え、長期総合計画後期基本計画においても、この課題に対応する施策を講じることとしています。その中で、歳入の維持・確保のための施策の一つとして、このふるさと納税の活性化を位置づけています。

本市のふるさと納税の取り組みについては、ホームページのトップページに掲載して制度の周知を図るとともに、寄附の用途状況等を掲載しています。また、寄附をいただいた方には、礼状等を送付するとともに、1万円以上の寄附者に対し、特典として5,000円程度の柿またはパイル織物を贈呈しています。

平成25年度の実績としては、11件で計286万円の寄附がありました。本来、特典を目的とした寄附は、制度の趣旨に沿ったものではないと考えますが、その一方で、橋本市の特産品をPRする好機でもあり、地域の活性化、地場産業の振興に資するものと考えます。

今後、平成27年4月に結成を予定しているチーム橋本により、民間・行政が一体となって、橋本市を全国、海外へ売り出していきますが、そのための手段の一つとして、このふるさと納税制度を活用することは、有効であると考えます。

1番議員のご質問でもお答えしたとおり、現在本市特産品等のPR、販売を促進するため、ふるさと納税、橋本応援寄附金を拡充し、市内の経済団体及び事業者と一体となって、本市の魅力あるふるさとプレゼントの選定な

どを行っているところですので、ご理解をお願いします。

○議長（石橋英和君）22番 中本君、再質問ありますか。

22番 中本君。

○22番（中本正人君）どうもありがとうございます。

確かに、当局もふるさと納税につきましては、積極的によく頑張ってくれているということはよくわかります。

このふるさと納税につきましては、5番議員が3月定例会、6月定例会に質問されておりますし、私は今回で3定例会続けてのふるさと納税ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

ここで私が申し上げたいのは、やはり積極的にふるさと納税に取り組んでいる自治体とそうでない自治体には、納税給付金に大きな差があるということは言うまでもないと思います。6月定例会の質問で、平木市長の公約でもあります歳入の確保、地場産業の振興等で、積極的に取り組んでくれるということをお聞きし、また今の答弁を聞きまして、本当にうれしく思うし、期待もしております。

ここで、今答弁にもありましたけども、本市の寄附金で一番多かった年が、昨年度の286万円、そして一番少ない年は平成22年度の122万円であったと思います。ですから、それも一番多い昨年が11件、一番少ない年で7件、この件数を見たとき、私は東京橋本会のメンバーなのかなと思いました。しかし、聞いてみると、そうでもない。そうなれば、毎年東京橋本会を開いて、本市からも当局からも大勢の職員が出て、また我々議員も参加させてもらっていますが、果たして何なんだろうなとも思います。また今年も11月には東京橋本会が開かれますが、その点も平木市長には頭に入れて、お話ししていただきたいというこ

とをお願いしたいと思います。

そして、本市の寄附金を見ますと、平成22年から25年の6年間で1,400万2,000円ですよね。これを見たとき、本市としてどこに問題があるのかな、何が原因があるのかなと、どのように考えているのか。それも一度お聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）橋本市でのふるさと納税が、やり始めたのが平成21年からの寄附が合計で1,400万円ということでございまして、これは多いか少ないかというのは、いろいろマスコミで取り上げられている、例えば島根県ですとか、最近では田辺市等と比べれば、非常に少ないということになるかと思えます。

これは、総務省からも通達が来とるわけですが、特産品の送付については、やっぱり適切な良識を持って対応することというのが、一応示されているところではございますけども、一方で、やはり地域の振興、地場産品の地域の活性化等々を考えますと、やっぱりふるさと納税を十分活用しなければならぬというように、私どもも思っているところがございます。

ところが、橋本市で特産品といえますと、現在ではやっぱり主に柿、それからパイル織物というのが主になってくるわけがございますけども、他市の状況を見ますと、いろんな特産品を掘り起こしまして、いろんなバリエーションでPRしているというところにあると思います。その点、うちは若干特産品が少ないということで、現在、答弁でも申しましたとおり、官民一体となったチーム橋本をつくり上げて、それから新たな特産品を掘り出していこうという考え方を、今、しております。

いろんな特産品、橋本市には柿、パイル以外にも巨峰でありますとか、今でいいますとはたごんぼもありますし、恋野のマッシュルームもありますし、考えてみれば、いろんなところで特産品がありますので、それらを製品としてお渡しできる特産品として、一応掘り出して、それを広く全国、それから海外とは難しいんですけど、全国へその情報を発信していきたいと思っております。

○議長（石橋英和君）22番 中本君。

○22番（中本正人君）私としましては、思うにはやはり今まで、今年になって初めてふるさと納税に力を入れると言ってもらいましたが、今までの間、力を入れていないとは言いませんけども、やはり気持ちの上で積極的に取り組んでいなかったのではないのかなと、私自身は思います。

ここで、今部長が言われましたように、特産品につきましても、確かに本市として数少ないという、これも事実だと思います。そして、部長が先ほど言われましたように、このふるさと納税の政府の趣旨から見たら、少しおかしいなということも感じますけども、けど、これは収入増につながり、産業振興、地域活性につながるということであれば、やはり大いにやらなければいけないんじゃないのかと思います。

ここで、一つ積極的に取り組んでいる自治体をちょっと紹介させていただきたい。北海道上士幌町でありますけども、ここはもう2億円を突破しております。その中で、道内で50万円以上、道外で100万円以上の寄附者に対して、希望の場所で熱気球を打ち上げるとやっていますわ。これは、全国どこへでも出張するという事です。熱気球でふるさと納税を、そしてまちをPRしているということですわね。やはり一番大きいのは、先ほど言いましたように、特産品が非常に豊富であ

るということも言えると思います。これも一つの例として、そしてもう一つは、長崎県の平戸市、ここも確かに特産品等については非常に豊富なまちであると思いますけども、ここも昨年度で1億3,877万円の寄附をいただいているということでした。ですから、今年から来年にかけて、チーム橋本を立ち上げるということで、来年度からは今の寄附の2倍から3倍、いや5倍から10倍ぐらい、いやそれ以上かもわかりませんが、そういう期待もあるんですよ。

ですから、私は大いにそれを期待したいと思います。それで、私がお願いしたいのは、今チーム橋本でいろんな話し合いをしていると思いますけども、その中で、今現在、ふるさと納税について決定していることがあれば、ちょっとお教え願いたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）ただいまの質問にお答えします。

ふるさと納税のお返しの品については、現在まだ具体的に決まっておられません。検討しておる最中です。産品が少ないということで、産品に限らず、サービス業部門の商品も、このお礼の品のメニューに入れていければと考えております。例えば製竿師の指導によるヘラブナ釣り体験とか、へら竿の制作とか、あと高野口の再織りの体験、観光農園の入場券とか、市内の周遊観光と宿泊無料券がついたパッケージのものであるとか、橋本カントリーのゴルフプレイ券とかといった、産品に限らず、そういったソフト部門の業をなしたる部分の内容についても、ふるさとプレゼントに加えていけたらなということで、今現在検討しております。

ふるさと納税による収入の一部は、先ほど企画部長からも話があったんですが、産業振

興基金として積み立てて、本当に頑張っているという事業者、企業に対して支援していきたいと考えておりますので、お返しする品の価格については、そういう部分も残しながら、バランスを見て判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石橋英和君）22番 中本君。

○22番（中本正人君）頑張ってくれているということにつきましては、私もよくわかっております。

済みません。ここでちょっとお聞きしたいんですけども、やはりこれを成功するには、当局だけでは何もできませんから、協力事業主にお願いするというのが一番大やと思います。そういう中で、協力事業主に対して、当局はどのような方法でお願いしていこうかなと思っているのかというのが、一点。

そして、先ほど答弁がありましたように、1万円の寄附に対して5,000円の特典を与えたいと言いましたが、仮に5,000円の品物を5,000円で仕入れてお送りするのか。それとも、定価の5,000円の品物を500円なり1,000円なり、値段交渉してするのか。いやそれとも、5,000円の品物は5,000円で仕入れて送りますというのか。そして、最後に発送費もやはり500円からかかるんじゃないのかと思いますけども、それも事業主に頼るのか。いやいやそういうところが、これは当局のお願いです。だから、当局持ちです。それです。よってしてくれるのか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）ただ今のご質問にお答えします。

まず、協力事業者についてですけど、具体的には今決まっておられませんし、現在検討中でございます。ただ、今検討しとる中で、橋

本市民の方に、このふるさと納税を対象とするかしないかということで、現在考えておるわけなんです。市民の方は寄附していただいても、直接増収にはつながりません。ただ、品物をお返しすることによって、事業者の方が収入が増える。何よりも、先ほど平戸市のお話があったんですが、あそこの高齢者が非常に元気になったという話も聞いております。いろんな相乗効果があるかと思えます。

それと、事業者がそういう収入が増えたら、当然事業収入が増えて、法人税なんかも増えてこようかと思っております。そういう部分から、市内の方からの寄附についても、お返しの品をするかどうか。検討を今進めておる次第でございます。

それと、1万円のご寄附をいただいて、5,000円の品物をとのお話なんです。それとあわせて発送費をどうするかという、確かにまだ具体的な話は決まっておらんのですが、先ほどお話しさせていただきましたとおり、産業振興基金として積み立てて、本当に頑張ろうとしておる方に対しての原資を、ある程度ここで確保したいと考えておりますので、できるだけお渡しする価値のあるものを厳選していきたいと考えておるんですが、1万円もらったから8,000円、9,000円のものをお返しするという事は、現在のところは考えておりません。半分ぐらいは残して、基金に積み立てたいと考えております。それは、もう当然発送費も込みでと考えております。

以上です。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）今、経済部長が答弁したとおりでございますけども、基本的には特産品を安価で買うということは、実際もしておりません。手数料、送料等も価格に転嫁するようなこともしておりません。全て市

で負担しております。

ふるさと納税制度は、本市のやっぱり特産物のPR、それから新たな地場産業の掘り起こしによって、地域の活性化、地域の振興に役立てていくものです。生産者の利益につながれば、地域の振興、地域活性化には当然できないと考えておりますので、今後も生産者が不利になることはないと考えております。

○議長（石橋英和君）22番 中本君。

○22番（中本正人君）今の答弁を聞きまして、私も一安心しました。私も河内長野市にお伺いをして、ちょっとお話をさせていただきました。河内長野市は即座に言いました。河内長野市は、事業主のために、産業振興のために、地域活性化のために、この事業を受けとめていると、はっきりと言いました。

今の当局の答弁を聞きましても、同じようなことになるんで、私は安心したんですけども、そういうことで、今申されたように、ふるさと納税の事業協力主に対して、やはり協力主の立場になって、これからの話し合いを進めていってほしいなと思うんですけど、もう一度確認のため、答弁をお願いします。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）今後、ふるさと納税寄附金のお返しの品を決定するにあたって、当然事業者の方と十分協議させてもらいながら、発送も含めた商品の準備というのは、なかなか行政の職員がかかわっていくことは難しいと思っております。ある程度委託していきたいと思っておりますので、そういう内容の中で、仕様の中で、十分協議させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石橋英和君）22番 中本君。

○22番（中本正人君）ありがとうございます。

ここで、近隣の河内長野市や泉佐野市の昨年度の寄附金の紹介をさせていただきたい。

多分、もう当局も知ってはると思いますけども、河内長野市は昨年度4,280万5,000円の寄附金をいただいていたね。そして。泉佐野市は4,604万9,000円ということから考えましても、きのうも7番議員のお話もあったと思いますけども、河内長野市と橋本市といえ、よく似た似通ったまちですよ。商業、工業のまちでもなければ、どちらかといえ、住宅のまちとということでしょう。そういう中で、河内長野市には特産品として、5,000円コーナーで15点、そして2,500円コーナーで25点、2,500円コーナーを二つ進呈ということになるんですけどね。こういうのは、当局も持ってはるとは思いますけども、やはりこれを見たとき、先ほども言ったように、同じように似通ったまちでも、これだけの品物をそろえられるということですよ。ですから、今部長のお話もあったように、多くの商品を設定してほしいと思いますし、今まででしたら、言葉は悪いですけども、柿とパイル織物の二点で、目を引くのは無理かなと思いましたが。これは、我々でもそうやと思います。

そういう中で、私は前にテレビを見ていたら、ふるさと納税に寄附した人が出ていました。多分、中には見た人もいてるかと思いますが、そのお方は、食材品を最近買ったことがないということ。それだけ多くの寄附をしている。これも裕福な家庭だとは思いますが、米もあれば、肉もあれば、いろんなものがありますから、最近ではスーパー等に食材というのを買いに行ったことがないという人もおりました。これは特例ですけどね。

先ほど部長も話があった中で、県下では田辺市がすごく力を入れていましたね。私が聞いたところ、真砂市長が、今年、梅干し1たる7キロを特典として出すということについて、課長級以上の職員、市議会議員、そして

J A理事の皆さんに、この件について説明したそうです。そしたら、7月8日現在で、昨年の30倍になったと言っています。約3カ月ですよ。確かに田辺南部の梅といえば日持ちもいいし、名も通っている。これもあるんですけど、3カ月で昨年の件数が30倍になったということですよ。ですから、これから本市の取り組み方一つによって、大いに私も期待しておりますので、ひとつ頑張してほしいと思います。

そして、河内長野市ですけども、先ほど見せましたパンフレット、河内長野市を応援してくださいというパンフレットを25年度、26年度の2年間でのパンフレットとして、50万円で2,000部作成したということです。そしたら、パンフレットをつくる前年度24年度は、河内長野市の寄附金がわずか344万円でしたんですよ。それが、これをつくった年には、4,200万円からの寄附金が集まったということです。そういうことからでも、本市もパンフレットをつくろうというお気持ちはもちろんあるとは思いますが、本市としてどのぐらいのパンフレット代の予算を見ているのか。そして、何部ほど作成しようと思っているのか。その点について、少しお伺いしたいと思います。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）先ほど河内長野市の例も出していただきましたけども、大きな差異があるというのは、やはり特産品の品数の多さ、バリエーションの多さが、その差につながっているということになるかと思えます。私どもも、先ほど経済部長も言いましたとおり、新しい特産品をいろいろ検討させていただいて、その特産品をPRさせていただくということで、パンフレットを作成する予定をしておりますけども、現在のところ部数、それから予算については、何も決まって

ございません。ただ、パンフレットをつくるという方向では検討しております。

○議長（石橋英和君）22番 中本君。

○22番（中本正人君）ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

そして、私はきょう提案させてもらおうと思っただけなんですけども、本市の納税者にもこの制度を利用してほしいなど、後からここで質問しようと思っただけでしたら、先ほど部長のほうから考えているという答弁をいただきましたけども、やはり私は本市の納税者にもこの制度を適用してほしいと思います。もちろん本市に入る歳入につきましては、確かに減ります。けど、損にはならないでしょうと、私は思いますよ。決して損にはならない。実際、他の自治体へ本市から寄附した方が、24年度だったか2,400万円ほどの寄附をしていましたよ。それだけやはり魅力があるということですよ。ですから、本市でもこれを利用してもらえたら、本市の飲食、またホテルートインでも、家族で泊まりに行こうかということもあるかもわかりませんし、これは他の自治体から橋本市へ行って、ルートインに泊まるかとか、橋本市の何々に食事に行こうかというのは、まあ少ないでしょう。それでしたら、本市の納税者にこれを活用してもらって、本市の産業の振興に、地域の活性化に、僕はつながるんじゃないのかなと思うんですよ。ですから、ぜひとも私はこの制度を、本市も活用してほしい。

私の聞いたところ、全国の自治体の中には、この制度を活用している自治体もあるということです。この辺、私はいっぺん市長にお聞きしたいと思います。どうでしょうか。

○議長（石橋英和君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）中本議員のご質問にお答えします。

既に、ふるさと納税については、積極的に取り組むという指示をしております。問題は、中身、どれだけ魅力あるものをパンフレットあるいはホームページに掲載できるかという問題が、一番大きいんやと思っております。そういう中で、私たち、今、経済部あるいは企画部が中心になって取り組んでいますけども、そういう中で、本当に橋本市から情報を発信した分に対して、どれだけの評価をいただけるかという問題でもあると思いますので、中本議員のご意見のとおり、より橋本市にも大きな、これはビッグチャンスだと思っております。そういう中で、しっかりとした取り組みをしていきたいと考えています。

先ほど言いました、また橋本市内の皆さんにも、こういう商品があるよということで、ちょっと税金的には何もしてあげられませんが、逆にそういう橋本市の特産品で、中元とかお歳暮を贈っていただけるようなパンフレットの利用の仕方というものもあるのかなと考えています。

今年度中にいいものをぜひつくり上げて、来年度からスタートできるような体制を、しっかり組んでいきたいと思っておりますし、私の公約の一つである橋本市の産物を全国へ発信する一つの大きな手段だと考えておりますので、この3月までにいいものを、魅力あるカタログづくりも含めて、またホームページ等も含めて取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後ともご支援、ご協力をお願いしたいと思います。

○議長（石橋英和君）22番 中本君。

○22番（中本正人君）確かに今の市長の答弁でも、積極的にやっという気持ちは、私、十分わかります。しかし、先ほど質問させてもらいました本市の納税者にもこの制度を活用してほしいということについては、はっきりした答えはもらっていないような気も

するんですけども、もうこれ以上は申しませんけども、何とか来年までまだまだ半年ありますんで、その辺を十分頭に入れて、これからの話し合いを進めていってほしいということをお願いして、でなければ、市長の公約であります、わずかでもありますけども、歳入の確保という点におきましても、本市の産業振興にもつながる、これをぜひとも本市の納税者にも活用してほしいということ、切にお願い申し上げまして、この質問を終わります。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）ちょっと私の先ほど答弁した内容で、訂正させていただきたいと思います。

パンフにつきましては、金額的にはまだ決まっていないという答弁をさせていただいたんですけども、今9月議会のほうで補正予算で提案させていただいております。

以上でございます。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目2、本市の有料スポーツ施設に関する質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔教育次長（坂本安弘君）登壇〕

○教育次長（坂本安弘君）はじめに、橋本市運動公園プール、テニスコート、多目的グラウンド、神野々緑地キャンプ場及び芝生広場、住吉運動公園多目的広場並びにテニスコートの都市公園6施設と、学文路スポーツセンター、伏原体育館、勤労者体育センター、伏原テニスコート及び東家体育館の社会体育施設5施設の年間の総収納額ですが、平成25年度で、3,028万5,210円の利用料金をいただいております。

次に、運動公園プールの昨年実績ですが、総入場者数が3万7,814人で、利用料金として1,406万3,060円となっております。また、運動

公園プールに係る経費については、2,827万6,850円を支出しており、主な支出として光熱水費や修繕費、委託料などの維持管理費と、運動公園職員やアルバイト等に係る人件費の合計となっております。

次に、施設の受け付けについてですが、橋本市文化スポーツ振興公社において、前年度2月中旬に施設利用調整会議を開催し、本市及び本市関係団体等の年度中の行事予定や大会予定を事前に調整しています。また、一般に行う貸し出し予約については、橋本市文化スポーツ振興公社事務所において、毎月月初めの平日に、翌月分の施設利用申請書を先着順に予約を受け付けています。当日午前8時30分からの受け付けとなりますが、その1時間前、7時30分から番号札を配布することで、混雑を避けるとともに少しでも待ち時間を軽減できるよう対応していますが、確実にグラウンドの予約を確保すべく、早朝より並ばれているのが現状となっております。

また、運動公園テニスコート及び多目的グラウンドについては、同公社運動公園事務所において、所定の利用許可申請書により、利用日の1カ月前から先着順で予約を受け付けています。

最後に、施設の使用料金についてですが、本来施設の使用料等は、受益者負担の原則により、施設や特定の行政サービスの利用者、管理運営費等を考慮した上で、その一部を負担していただいているものです。現在本市においては、橋本市都市公園条例及び橋本市立社会体育施設設置及び管理条例に基づき運用をしており、平成18年の市町合併協議により、旧市町の料金体系を新市に引き継いだ形となっております。

○議長（石橋英和君）22番 中本君、再質問ありますか。

22番 中本君。



○22番（中本正人君）ありがとうございます。

まず1番目ですけれども、本市の体育施設でどのぐらいの使用料があるのかなということにつきましては、私もこれだけスポーツ熱が上がっている中で、本市の有料公共施設でどれぐらいの方が使用なさっているのかなということをお聞きしたかっただけで、ただ今使用料金として年間3,000万円強ということで、これはこれでよくわかりました。

続いて、2番目の運動公園プールについてですけれども、ただ今の答弁を聞いていましたら、経費の面で公園職員の人件費も入っていますよね。この期間中のプールの使用料やら収入は1,400万円ちょっとと思うし、しかし、経費は2,800万円と倍ですよ。私が聞いたかったのは、期間中の経費を聞いたかったので、職員の人件費も入れないで、プール期間中の経費は幾らなのかということをお聞きしたかったので、もしわかれば教えてもらえますか。もしわからなければ、また後からでもお聞きしますけど、いけますか。

○議長（石橋英和君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）今お答えさせていただいたのが、プールを開設する期間の経費ということになります。

○議長（石橋英和君）22番 中本君。

○22番（中本正人君）プール開催中で。これはですから先ほど言いましたように、公園職員の人件費も入れてですよ。ですから、それを抜いて、倍もかかっているんですか。収入は1,400万円で、経費は2,800万円と。確かにそれはないんじゃないんですか。この期間中で、2,800万円要っていますか。

○議長（石橋英和君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）厳密に言いますと、期間中と言いましても、市が行う修繕日等で期間外に行う経費は、一部含まれております。

ただし、期間中の監視員、アルバイトを含めた人件費は、その中に入っております。

○議長（石橋英和君）22番 中本君。

○22番（中本正人君）私が考えていましたのは、期間中のプールの監視員とかああいう人件費も入れて、職員の人件費は入れないで、幾らぐらい要ったのかなと思っていましたけど、もうそれはそれで結構です。

ただ、私も利用者から聞いていますと、やはり橋本運動公園プールは評判がいい。市外からも来てくれていますし、まして特にワンコインデーの中で、通常だいたい700人からの入場者だと聞いていますけれども、お盆のワンコインデーは3倍の2,000人から来ているということですよ。お話を聞きますと。それはもう非常にうれしいことやけど、そうなれば、本当にプールじゃなくて、つかの間に済みますけど、これはこれでいいんですけどね。評判がいいということなので、これからもまた頑張ってほしいなと思います。

次に、受け付けについてですけれども、これも今答弁を聞きますと、翌月の受け付けを1月前の平日に受け付けするということですよ。私も職員にお話を聞いてみたところ、確かにあまり混雑はないし、施設も案外スムーズにいらっていると聞きました。しかし、今はいいように施設をとるには先着順ということですよ。そうなったとき、一番早い人であれば、もう5時から待っているという人もいますよね。これがもし、熱が上がってきたら、5時どころか4時になるかも、これも極端ですけれども、毎回5時に待っている人がいるんですよ。これもいかなものかなと思います。

というのは、やはり受け付けをする方ももちろん若い人でありますから、仕事もあるでしょう。半日休むのか、遅刻していくのか知りませんが、その辺も考慮してあげたら

どうかなと思うんです。そしたら、あまり混雑もないということですから、前もって代表者会が集まって、施設の時間等々を話し合ったらできるんじゃないのかな。そうなれば、時間を省けると思いますし、受け付けの代表者の時間も省けるし、公社の職員も受け付けの時間も省けますよね。そんなに難しい問題じゃないと思うんですけども、ですから、前もって話し合いをするということではできないものかということについて、どうですか。

○議長（石橋英和君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）おただしのことにつきましては、答弁でも一部触れておりますけれども、施設利用調整会議というのが、前年度の2月に開かれます。そこで、大きな大会等をまず優先的に日程調整をさせていただくんですけれども、その後の役員会議で決めていくという方法は、一つとして考えられるとは思いますが、ただ、そうなりますと、一般の利用者といいますか、そういう団体を持たない一般の利用がますます困難になるおそれがあるのではないかということも考えられますので、今現状、文化スポーツ振興公社のほうでやっていただいております受け付け方法によるしかないのかなというところになってしまうのかなと思います。

ただ、確かに4時、5時から並ぶということは、その団体がどうしても抑えたいから、並ばざるを得ないというところがありますので、ちょっと尋常ではないとは私も思っております。今後、文化スポーツ振興公社とももう少し対応を考えられないかということについては、事務レベルで検討はしてみたいと思います。

○議長（石橋英和君）22番 中本君。

○22番（中本正人君）ひとつできましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。やはり受け付けも先着順にするのか抽選にするのか、二

つしかないですからね。できることだったら、やはり利用者の時間等々考えてあげたらと思ひつて、質問させてもらひましたんやけども、次長の答弁で、一応また検討させていただくということをお聞きしたので、ちょっと前向きに検討してほしいなと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、最後の質問ですけども、公共施設によって値段が違ふ、使用料が違ふということは、今さら言わなくて当局はわかっていると思ひます。

例えば体育館一つにしてもそうですよね。東家体育館とか勤労者体育センターとか、同じ8時から順次4時間で、同じ価格1,500円だと思ひますけども、これが学文路スポーツセンターになれば、値段が高くなると。同じ市の施設でありながら、どうして違ふのか。また、テニスコートで、伏原や住吉や学文路スポーツセンターなんかは同じ値段ですわ。けど、橋本市運動公園のテニスコートは、高いですよ。グラウンドでもそうですよ。同じ公共施設でありながら、場所によって何で違ひますのん。というのは、先ほども答弁の中にも、合併前の旧価格を引き継いでいるということなんですけども、この価格について、利用者から不満の声は出ませんか。どうですか。

○議長（石橋英和君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）先ほども答弁させていただいておりますけれども、それぞれの施設ごとに維持管理費等の経費の一部を使用料として、応分に負担していただくというところで、例えば運動公園のテニスコートと学文路のテニスコートが、逆に同じ値段であつていいのかということも言えると、私は考えております。

ただ、確かに学文路の体育館につきましては、できたときのし尿処理関係の条件整備の施設でありまして、そのときに3市町なりで

決定をされていたものだと思っておりますけれども、高いというお話をいただいたことはございます。現在、そういうことで、当初設定をさせていただいておる使用料につきましても、長期間経過もしてまいりましたので、橋本市のほうで設定をしております使用料、手数料に関する基本方針に基づいて、料金設定の見直しも含めて検討させていただきたいと考えております。

○議長（石橋英和君）22番 中本君。

○22番（中本正人君）今、次長の答弁の中で、例えばの話、体育館で何で値段が違うのかと。僕はおかしいなと思うんですよ。今、最後、検討していくということをお聞きしたので、それはそれでいいんです。

学文路の体育館が高い。これは、処理場の問題で、し尿整備で建てられたということから、私はその中から学文路区へ差額を納めているのかなと思った。それやったらそれでい

いんですけど、いやそうじゃないと。となれば、おかしいんじゃないのかな。これは、誰が来ても同じ体育館で、照明をつけて、だけでしょう。こんなことは言わなくても、当局のほうでわかるはずやと僕は思いますけどね。価格について、一応検討するということです。ですから、私が思うには、これも条例を変えれば、それで済むこと違いますのん。でしょう。こんなん難しい問題じゃないと思います。これはもう、これだけ言いましたら、当局もわかってもらえたと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、終わります。

○議長（石橋英和君）22番 中本君の一般質問は終わりました。

この際、2時10分まで休憩いたします。

（午後1時56分 休憩）